

【公募期間延長】福井大学学術研究院 先進部門  
子どものこころの発達研究センター 発達支援研究部門 教授公募要項

1. 職名及び人員 教授 1名

2. 所 属 子どものこころの発達研究センター 発達支援研究部門

3. 職務内容

- (1) 発達支援研究部門における研究、教育（連合小児発達学研究科福井校における教育を含む）、並びに本学医学部附属病院子どものこころ診療部における診療
- (2) 学部・大学院・附属病院の運営に係る業務（各種委員会担当及び入試業務など）

4. 求める人材像

本学子どものこころの発達研究センターでは、発達支援研究部門の教授候補者を公募しておりますが、この度、公募期間を延長することとなりました。

当該部門では、発達障がいの神経基盤の解明、バイオマーカーの探求、新規診療技術の開発に関する研究を推進しており、標記の教授候補者には、神経・精神分野、脳発達の画像研究などに十分な実績を有し、発達障がい等の臨床経験が豊富で、かつ本学医学部附属病院 子どものこころ診療部において診療支援が可能な方を求めております。

5. 採用年月日 令和8年4月1日、採用決定後の可能な限り早い時期

6. 応募資格

次の各号の条件すべてを満たす者

- (1) 医師免許を有する者
- (2) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有する者
- (3) 子どものこころ専門医（子どものこころ専門医機構）の資格を有する者
- (4) 子どものこころの発達研究に関する優れた業績を有し先進的な研究を展開できる者
- (5) 大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者
- (6) 当該分野における卓越した知識と臨床能力を有する者

7. 勤務形態 常勤（任期制：5年）

※採用4年を経た時点で業績評価等の審査を行い、再任が認められると、

任期満了後に任期の定めのない教授となります。

8. 給与 本学職員年俸制給与規程等に基づき、職歴等により個別に決定します。

9. 勤務地 福井大学松岡キャンパス（下記問い合わせ先住所参照）

10. 応募書類（記入上の注意もご確認願います）

- (1) 推薦書 【別記様式1】 ※自薦の場合は省略可
- (2) 推薦者の氏名、職名、連絡先（様式適宜）※自薦の場合は省略可
- (3) 履歴書 【別記様式2】
- (4) 業績目録 【別記様式3】
- (5) 研究テーマ別・原著及び症例報告リスト（様式適宜）
- (6) 論文別刷（原著論文のみ、主要なもの10編以内）PDF等の電子データにて提出
- (7) 科学研究費等の取得状況 【別記様式4】
- (8) 研究・教育・診療の概要と抱負（全体で3,000字以内、様式適宜）
- (9) 候補者について、推薦者以外に照会可能な2名の氏名、職名、連絡先（様式適宜）

※別記様式は、福井大学ホームページ「採用情報」（下記URL）からダウンロードしてください。

[https://www.u-fukui.ac.jp/cont\\_about/recruit/teachers/](https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/recruit/teachers/)

※ (1) を除く応募書類については、データでも提出願います。(6) はデータのみの提出で構いません。（下記事務担当のメールアドレス宛にご送付いただくか、CD等の記録メディアに保存して同封してください。なお、データは押印前のWord、Excel等のオリジナルデータをご送付ください。）

11. 問い合わせ・応募書類提出先

〒 910-1193 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23-3

福井大学学術研究院医学系部門長 菊田 健一郎 宛

郵送の際は、封筒に「子どものこころの発達研究センター 教員応募書類在中」と朱書し、簡易書留等の発送事実が確認できる方法で送付願います。

〔 事務担当 松岡キャンパス運営管理課 人事財務担当  
TEL : 0776-61-8188 e-mail : sm-jinjizaimu@m1.u-fukui.ac.jp 〕

12. 推 薦 期 限 令和8年2月12日（木）17:00 必着

13. そ の 他

- (1) 選考の過程でご来学のうえ、ご講演いただく場合があります。予めご承知おきください。
- (2) 応募書類は、原則として返却いたしません。
- (3) 選考の過程で、推薦者及び照会可能な方に連絡をとる場合があります。
- (4) 応募において提出いただきました個人情報は、本学個人情報の保護に関する規則の規定に基づいて適正に管理し、今回の採用選考以外の目的には使用いたしません。
- (5) 本学は男女共同参画を推進しており、業績（研究業績、教育業績、社会的貢献、人物を含む）の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用します。